平成２２年（フ）第２０３２９号
東京都足立区日ノ出町26―１―328
債務者　鬼澤　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３１号
東京都杉並区上井草３丁目９―１―401
債務者　茅根　直美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸520―１
シャトーグラース壱番館203
債務者　西川　多恵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３３号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１　瑞穂アパート７―103
債務者　杉山　夕子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３６号
東京都杉並区高円寺北１丁目22―７
債務者　大原由香里
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３８号
東京都多摩市諏訪１丁目52―８―405
債務者　鈴木　留美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４１号
東京都江東区辰巳１丁目２―１―502
債務者　吉川　義夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３５２号
東京都墨田区菊川２丁目22―８―303
債務者　神田由里子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３６２号
東京都杉並区上高井戸３丁目１―24―205
債務者　小寺　伸雄
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３６４号
神奈川県横浜市戸塚区吉田町1040―５　横浜元町ガーデン12―106
債務者　平井　利恵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３６５号
千葉県成田市吉岡83
債務者　菅野美綺こと　謝　　建儀
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３６６号
千葉県銚子市四日市場町338
債務者　島田　麻実
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３６７号
東京都荒川区西尾久２丁目17―３―203
債務者　長谷川裕幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３７６号
東京都葛飾区立石３丁目２―７―202
債務者　知名　定盛
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３７７号
東京都葛飾区立石３丁目２―７―202
債務者　知名志津佳
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３８１号
東京都足立区東伊興３丁目10―26―102
債務者　山中　和輝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部